

(55,000円)

審判請求書

平成29年6月30日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

商標法第50条第1項の規定による商標登録第3176389号取消審判事件

2 請求人

住所

名称

代表者

3 代理人

住所

東京都千代田区永田町二丁目17番17号

氏名

弁理士 日野 修男

4 被請求人

住所

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

名称

キューピー株式会社

代表者

長南 収

5 請求の趣旨

商標法第50条第1項の規定により、登録第3176389号商標の登録を取り消す。

審判費用は被請求人の負担とする。

との審決を求める。

6 請求の理由

① 手続の経緯

出願 平成4年9月29日

出願公告 平成7年10月16日

(平成7年商公第112149号)

登録 平成8年7月31日

② 取消事由

本件登録商標は、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用していない。

よって、請求人は、商標法第50条第1項に基づき、本件商標登録を取り消すとの審決を求める。

7 添付書類の目録

(1) 審判請求書 正本1通 副本2通

(2) 包括委任状番号

(55,000円)

審判請求書

平成29年6月30日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

商標法第50条第1項の規定による商標登録第4160821号取消審判事件

2 請求人

住所

名称

代表者

3 代理人

住所

東京都千代田区永田町二丁目17番17号

氏名

弁理士

日野 修男

4 被請求人

住所

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

名称

キューピー株式会社

代表者

長南 収

5 請求の趣旨

商標法第50条第1項の規定により、登録第4160821号商標の指定役務中、「第35類 経営の診断及び指導，市場調査，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理」についての登録を取り消す。

審判費用は被請求人の負担とする。

との審決を求める。

6 請求の理由

① 手続の経緯

出 願 平成9年4月1日

登 録 平成10年6月26日

② 取消事由

本件登録第4160821号商標は、その指定役務中「第35類 経営の診断及び指導，市場調査，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理」について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用していない。

よって、請求人は、商標法第50条第1項に基づき、本件商標登録の指定役務中請求の趣旨に記載の役務について、商標登録を取り消すとの審決を求める。

7 添付書類の目録

(1) 審判請求書 正本1通 副本2通

(2) 包括委任状番号

(55,000円)

審判請求書

平成29年6月30日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

商標法第50条第1項の規定による商標登録第4230762号取消審判事件

2 請求人

住所

名称

代表者

3 代理人

住所

東京都千代田区永田町二丁目17番17号

氏名

弁理士

日野 修男

4 被請求人

住所

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

名称

キューピー株式会社

代表者

長南 収

5 請求の趣旨

商標法第50条第1項の規定により、登録第4230762号商標の指定役務中、「第37類 建築一式工事，内装仕上工事，管工事，機械器具設置工事，電気工事，電気通信工事，熱絶縁工事，建築工事に関する助言」についての登録を取り消す。

審判費用は被請求人の負担とする。

との審決を求める。

6 請求の理由

① 手続の経緯

出 願 平成9年4月1日

登 録 平成11年1月14日

② 取消事由

本件登録第4230762号商標は、その指定役務中「第37類 建築一式工事，内装仕上工事，管工事，機械器具設置工事，電気工事，電気通信工事，熱絶縁工事，建築工事に関する助言」について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用していない。

よって、請求人は、商標法第50条第1項に基づき、本件商標登録の指定役務中請求の趣旨に記載の役務について、商標登録を取り消すとの審決を求める。

7 添付書類の目録

(1) 審判請求書 正本1通 副本2通

(2) 包括委任状番号

(55,000円)

審判請求書

平成29年6月30日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

商標法第50条第1項の規定による商標登録第4367657号取消審判事件

2 請求人

住所

名称

代表者

3 代理人

住所

東京都千代田区永田町二丁目17番17号

氏名

弁理士

日野 修男

4 被請求人

住所

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

名称

キューピー株式会社

代表者

長南 収

5 請求の趣旨

商標法第50条第1項の規定により、登録第4367657号商標の指定役務中、「第37類 建築一式工事，しゅんせつ工事，土木一式工事，舗装工事，石工事，ガラス工事，鋼構造物工事，左官工事，大工工事，タイル・れんが又はブロックの工事，建具工事，鉄筋工事，塗装工事，とび・土工又はコンクリートの工事，内装仕上工事，板金工事，防水工事，屋根工事，管工事，機械器具設置工事，さく井工事，電気工事，電気通信工事，熱絶縁工事，建築工事に関する助言」についての登録を取り消す。

審判費用は被請求人の負担とする。

との審決を求める。

6 請求の理由

① 手続の経緯

出 願 平成11年1月22日

登 録 平成12年3月10日

② 取消事由

本件登録第4367657号商標は、その指定役務中「第37類 建築一式工事，しゅんせつ工事，土木一式工事，舗装工事，石工事，ガラス工事，鋼構造物工事，左官工事，大工工事，タイル・れんが又はブロックの工事，建具工事，鉄筋工事，塗装工事，とび・土工又はコンクリートの工事，内装仕上工事，板金工事，防水工事，屋根工事，管工事，機械器具設置工事，さく井工事，電気工事，電気通信工事，熱絶縁工事，建築工事に関する助言」について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用していない。

よって、請求人は、商標法第50条第1項に基づき、本件商標登録の指定役務中請求の趣旨に記載の役務について、商標登録を取り消すとの審決を求める。

7 添付書類の目録

- (1) 審判請求書 正本1通 副本2通
- (2) 包括委任状番号

(55,000円)

審判請求書

平成29年6月30日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

商標法第50条第1項の規定による商標登録第4394706号取消審判事件

2 請求人

住所

名称

代表者

3 代理人

住所

東京都千代田区永田町二丁目17番17号

氏名

弁理士

日野 修男

4 被請求人

住所

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

名称

キューピー株式会社

代表者

長南 収

5 請求の趣旨

商標法第50条第1項の規定により、登録第4394706号商標の指定役務中、「第35類 経営の診断及び指導，市場調査，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理」についての登録を取り消す。

審判費用は被請求人の負担とする。

との審決を求める。

6 請求の理由

① 手続の経緯

出 願 平成11年1月22日

登 録 平成12年6月23日

② 取消事由

本件登録第4394706号商標は、その指定役務中「第35類 経営の診断及び指導，市場調査，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理」について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用していない。

よって、請求人は、商標法第50条第1項に基づき、本件商標登録の指定役務中請求の趣旨に記載の役務について、商標登録を取り消すとの審決を求める。

7 添付書類の目録

(1) 審判請求書 正本1通 副本2通

(2) 包括委任状番号

(95,000円)

審判請求書

平成29年6月30日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

商標法第50条第1項の規定による商標登録第4772234号取消審判事件

2 請求人

住所

名称

代表者

3 代理人

住所

東京都千代田区永田町二丁目17番17号

氏名

弁理士

日野 修男

4 被請求人

住所

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

名称

キューピー株式会社

代表者

長南 収

5 請求の趣旨

商標法第50条第1項の規定により、登録第4772234号商標の指定役務中、「第35類 経営の診断又は経営に関する助言，市場調査，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理」「第37類 建設工事，建築工事に関する助言」についての登録を取り消す。

審判費用は被請求人の負担とする。

との審決を求める。

6 請求の理由

① 手続の経緯

出 願 平成15年8月4日

登 録 平成16年5月21日

② 取消事由

本件登録第4772234号商標は、その指定役務中「第35類 経営の診断又は経営に関する助言，市場調査，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理」「第37類 建築工事，建設工事に関する助言」について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用していない。

よって、請求人は、商標法第50条第1項に基づき、本件商標登録の指定役務中請求の趣旨に記載の役務について、商標登録を取り消すとの審決を求める。

7 添付書類の目録

(1) 審判請求書 正本1通 副本2通

(2) 包括委任状番号

(55,000円)

審判請求書

平成29年6月30日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

商標法第50条第1項の規定による商標登録第5073275号取消審判事件

2 請求人

住所

名称

代表者

3 代理人

住所

東京都千代田区永田町二丁目17番17号

氏名

弁理士 日野 修男

4 被請求人

住所

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

名称

キューピー株式会社

代表者

長南 収

5 請求の趣旨

商標法第50条第1項の規定により、登録第5073275号商標の指定役務中、「第37類 建設工事，建築工事に関する助言」についての登録を取り消す。

審判費用は被請求人の負担とする。

との審決を求める。

6 請求の理由

① 手続の経緯

出 願 平成19年1月9日

登 録 平成19年8月24日

② 取消事由

本件登録第5073275号商標は、その指定役務中「第37類 建設工事，建築工事に関する助言」について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用していない。

よって、請求人は、商標法第50条第1項に基づき、本件商標登録の指定役務中請求の趣旨に記載の役務について、商標登録を取り消すとの審決を求める。

7 添付書類の目録

(1) 審判請求書 正本1通 副本2通

(2) 包括委任状番号

(55,000円)

審判請求書

平成29年6月30日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

商標法第50条第1項の規定による商標登録第5446872号取消審判事件

2 請求人

住所

名称

代表者

3 代理人

住所

東京都千代田区永田町二丁目17番17号

氏名

弁理士

日野 修男

4 被請求人

住所

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

名称

キューピー株式会社

代表者

長南 収

5 請求の趣旨

商標法第50条第1項の規定により、登録第5446872号商標の指定役務中、「第37類 建設工事，建築工事に関する助言」についての登録を取り消す。

審判費用は被請求人の負担とする。

との審決を求める。

6 請求の理由

① 手続の経緯

出 願 平成23年4月5日

登 録 平成23年10月28日

② 取消事由

本件登録第5446872号商標は、その指定役務中「第37類 建設工事，建築工事に関する助言」について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用していない。

よって、請求人は、商標法第50条第1項に基づき、本件商標登録の指定役務中請求の趣旨に記載の役務について、商標登録を取り消すとの審決を求める。

7 添付書類の目録

(1) 審判請求書 正本1通 副本2通

(2) 包括委任状番号

(55,000円)

審判請求書

平成29年6月30日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

商標法第50条第1項の規定による商標登録第5496847号取消審判事件

2 請求人

住所

名称

代表者

3 代理人

住所

東京都千代田区永田町二丁目17番17号

氏名

弁理士

日野 修男

4 被請求人

住所

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

名称

キューピー株式会社

代表者

長南 収

5 請求の趣旨

商標法第50条第1項の規定により、登録第5496847号商標の指定役務中、「第35類 経営の診断又は経営に関する助言，市場調査，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理」についての登録を取り消す。

審判費用は被請求人の負担とする。

との審決を求める。

6 請求の理由

① 手続の経緯

出 願 平成23年12月28日

登 録 平成24年5月25日

② 取消事由

本件登録第5496847号商標は、その指定役務中「第35類 経営の診断又は経営に関する助言，市場調査，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理」について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用していない。

よって、請求人は、商標法第50条第1項に基づき、本件商標登録の指定役務中請求の趣旨に記載の役務について、商標登録を取り消すとの審決を求める。

7 添付書類の目録

(1) 審判請求書 正本1通 副本2通

(2) 包括委任状番号

(55,000円)

審判請求書

平成29年6月30日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

商標法第50条第1項の規定による商標登録第5602468号取消審判事件

2 請求人

住所

名称

代表者

3 代理人

住所

東京都千代田区永田町二丁目17番17号

氏名

弁理士

日野 修男

4 被請求人

住所

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

名称

キューピー株式会社

代表者

長南 収

5 請求の趣旨

商標法第50条第1項の規定により、登録第5602468号商標の指定役務中、「第37類 建設工事，建築工事に関する助言」についての登録を取り消す。

審判費用は被請求人の負担とする。

との審決を求める。

6 請求の理由

① 手続の経緯

出 願 平成25年2月13日

登 録 平成25年7月26日

② 取消事由

本件登録第5602468号商標は、その指定役務中「第37類 建設工事，建築工事に関する助言」について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用していない。

よって、請求人は、商標法第50条第1項に基づき、本件商標登録の指定役務中請求の趣旨に記載の役務について、商標登録を取り消すとの審決を求める。

7 添付書類の目録

(1) 審判請求書 正本1通 副本2通

(2) 包括委任状番号

(55,000円)

審判請求書

平成29年6月30日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

商標法第50条第1項の規定による商標登録第5611786号取消審判事件

2 請求人

住所

名称

代表者

3 代理人

住所

東京都千代田区永田町二丁目17番17号

氏名

弁理士

日野 修男

4 被請求人

住所

東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号

名称

キューピー株式会社

代表者

長南 収

5 請求の趣旨

商標法第50条第1項の規定により、登録第5611786号商標の指定役務中、「第35類 経営の診断又は経営に関する助言，市場調査又は分析，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理」についての登録を取り消す。

審判費用は被請求人の負担とする。

との審決を求める。

6 請求の理由

① 手続の経緯

出 願 平成25年2月13日

登 録 平成25年8月30日

② 取消事由

本件登録第5611786号商標は、その指定役務中「第35類 経営の診断又は経営に関する助言，市場調査又は分析，商品の販売に関する情報の提供，ホテルの事業の管理」について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用していない。

よって、請求人は、商標法第50条第1項に基づき、本件商標登録の指定役務中請求の趣旨に記載の役務について、商標登録を取り消すとの審決を求める。

7 添付書類の目録

(1) 審判請求書 正本1通 副本2通

(2) 包括委任状番号